

2020年10月

## **当社商品は保険料控除の対象ではありません**

あすか少額短期保険株式会社

保険料控除の対象となる保険商品は所得税法で限定されており、当社商品の「地震火災費用保険金」および「地震費用保険金」はこれに該当いたしません。

当社では、保険料控除の対象となる商品は取り扱っておらず保険料控除証明書（地震保険料控除証明書）は発行いたしておりませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

**（担当窓口）フリーダイヤル：0120-592-166[平日9:00~17:00]**

以 上